



佐賀県公報

平成16年
8月25日
(水曜日)
第12498号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- ◎佐賀県測量業者登録簿閲覧要領の一部改正 (五五八・土地対策課) 一
- ◎測量業者登録簿閲覧所の場所 (五五九・〃) 一
- 道路の区域の変更 (五六〇・道路課) 一
- クリーニング試験の実施 (生活衛生課) 一
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 三
- 〃〃〃〃 (〃) 三
- 大規模小売店舗の変更に係る意見 (〃) 四

○ 告示

◎佐賀県告示第五百五十八号

佐賀県測量業者登録簿閲覧要領（昭和三十七年佐賀県告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成十六年八月二十五日

佐賀県知事 古川 康

第五条中「監理課長」を「土地対策課長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第五百五十九号

測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第二十八条第一項の規定により、測量業者登録簿閲覧所の場所を次のように定める。

なお、測量業者登録簿閲覧所の場所（平成元年佐賀県告示第五百二十二号）は、廃止する。

平成十六年八月二十五日

佐賀県知事 古川 康

佐賀市内一丁目一番五十九号

佐賀県県土づくり本部土地対策課内

◎佐賀県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年八月二十五日から平成十六年九月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		
	区 間	延 長	
県道 牛津芦刈線	小城市牛津町大字牛津字一本柳七五番三地从先から 小城市芦刈町大字芦溝字鶴籠九五九番六地先まで	幅員 メートル 一・九・五 〃 一・五・〇	延長 メートル 八八〇・一
	小城市牛津町大字牛津字一本柳七五番三地从先から 小城市芦刈町大字芦溝字鶴籠九五九番六地先まで	幅員 メートル 一・一・四 〃 七・四	延長 メートル 八七九・〇

○ 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定によるクリーニング

ニンゾグ師試験を次のとおり実施します。

平成16年 8月25日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 試験の期日
平成16年11月10日 (水曜日)
- 2 試験の場所
佐賀市内一丁目 6 番 5 号
佐賀県職員互助会館 大会議室及び中会議室
- 3 試験の科目
 - (1) 衛生法規に関する知識
 - (2) 公衆衛生に関する知識
 - (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 4 受験資格
 - (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令 (昭和16年勅令第148号) による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校の2年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 5 願書の受付期間及び受付時間
 - (1) 受付期間
平成16年10月 1 日 (金曜日) から平成16年10月15日 (金曜日) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日」という。) を除く。)。ただし、郵送の場合は、平成16年10月15日までの消印のあるもの限り受け付けます。
 - (2) 受付時間
午前 8 時30分から午後 5 時まで
- 6 願書の提出先

(1) 県内に居住している者は、原則として保健所に直接持参し提出すること。ただし、郵送で提出する場合には、封筒の表に「クリーニンゾグ師試験受験願書」と朱書きし、書留郵便で佐賀県健康福祉本部生活衛生課 (郵便番号 840-8570 佐賀市内一丁目1番59号) へて送付すること。

(2) 県外に居住している者は、原則として佐賀県健康福祉本部生活衛生課に直接持参し提出すること。ただし、郵送で提出する場合には、封筒の表に「クリーニンゾグ師試験受験願書」と朱書きし、書留郵便で佐賀県健康福祉本部生活衛生課 (郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号) へて送付すること。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例 (平成13年佐賀県条例第37号) 第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます (口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。)

受験者本人が本人であることを証明する書類 (受験票等) を持参の上、午前 8 時30分から午後 5 時までの間に生活衛生課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
試験科目別得点及び総合得点	合格者発表の日から1か月間	健康福祉本部生活衛生課 佐賀市内一丁目1番59号 (県庁新行政棟3階)

8 その他

受験願書は、平成16年 9月 1 日 (水曜日) から10月15日 (金曜日) まで配布します。最寄りの保健所、佐賀県健康福祉本部生活衛生課又は佐賀県クリーニンゾグ生活衛生同業組合へ請求してください。また、佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) からダウンロードすることもできます。なお、郵便で請求する場合には、封筒の表に「クリーニンゾグ師試験受験願

書請求」と朱書きし、80円切手をはった返信用封筒を同封して佐賀県健康福祉本部長生活衛生課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）まで請求してください。

また、受験願書の配布期間内は過去3年間の試験問題を、県内各保健所及びさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において公開します。

その他不明な点については、最寄りの保健所又は佐賀県健康福祉本部長生活衛生課（電話 0952-25-7077）に問い合わせてください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年8月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン武雄

武雄市武雄町大字武雄字馬場崎4993外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行なう者の開店時刻

(変更前)

午前10時

(変更後)

午前9時30分（年間60日に限り午前9時）

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前9時30分から午後10時15分まで

(変更後)

午前9時から午後10時15分まで（年間60日に限り午前8時30分から午後10時15分まで）

(3) 変更する年月日

平成16年8月1日

2 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年8月25日から

平成16年12月24日まで

3 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年8月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

上峰サテイ

三養基郡上峰町大字坊所七本谷1551番地の1

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

5か所 建物敷地北側、南側及び東側
(変更後)

5か所 建物敷地北側、南側及び東側 (東側出入口が約35メートル東へ移動)

(3) 変更する年月日

平成16年10月15日

2 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年 8月25日から

平成16年12月24日まで

3 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課 (郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号) に到着するように提出してください。

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、三日月町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年 8月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド三日月店・マックスバリュ三日月店
小城郡三日月町大字長神田大寺2231番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

三日月町

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年 8月25日から

平成16年 9月24日まで